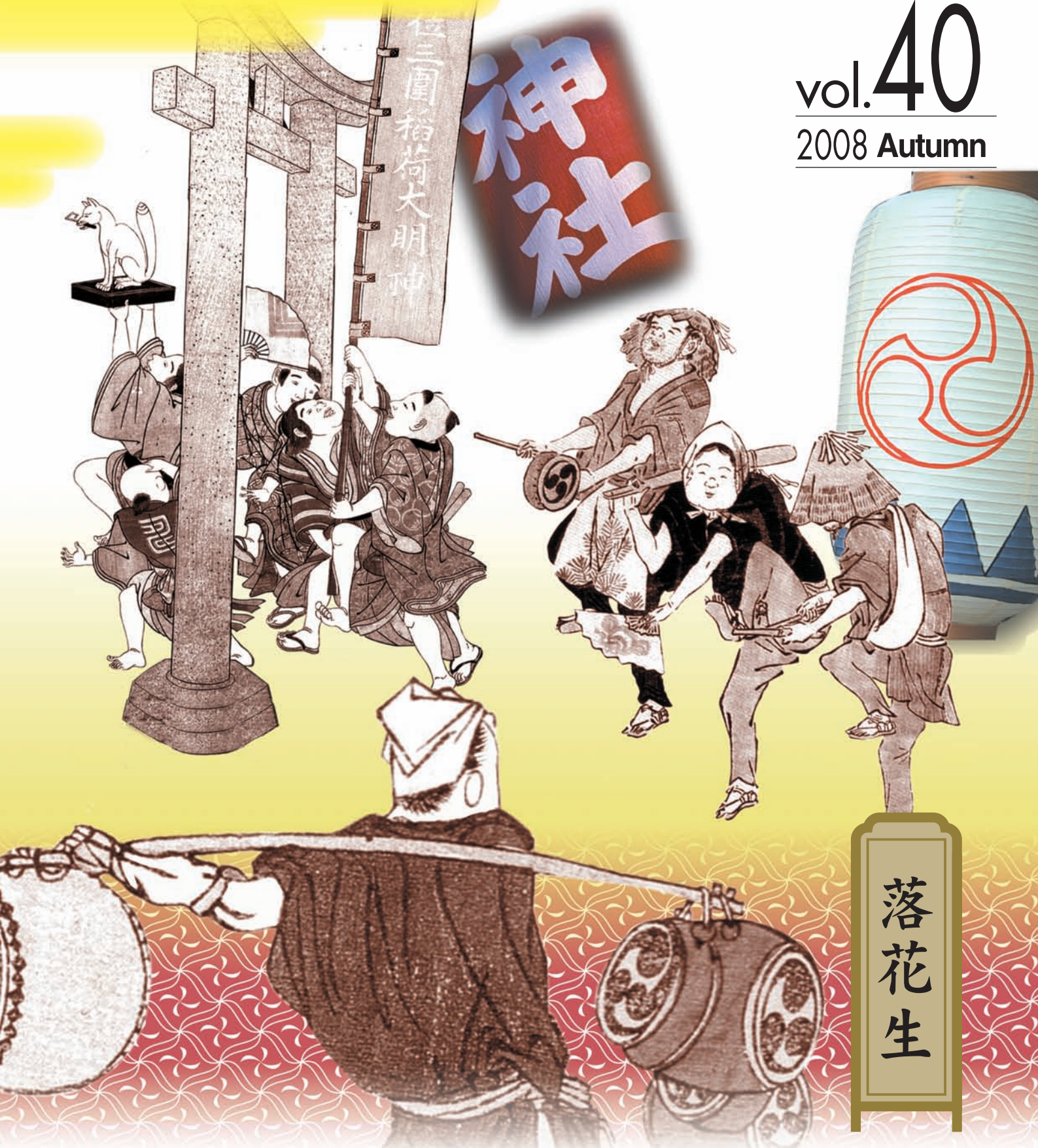


# JET Report

ジェットレポート

vol. **40**  
2008 Autumn



落花生

財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

FOUR SEASONS / 季語

らっかせい  
落花生



落花生 喰ひつつ読むや 罪と罰  
(虚子)

秋の夜長、ぼりぼりと落花生(南京豆、ピーナッツ)を口に放り込みながら読書にふける。できれば普段はなかなか手に取れない大作に挑戦するのがいい。例えばドストエフスキー。

テレビもインターネットも無かった昔は、みんなこうして教養を身につけていった。テレビをつければ恐慌だ不景気だと騒がしく、目の前のことばかりで未来の描けない今、じっくりと腰の据わった読書に回帰すべき時だろう。

お供にはやはり落花生。食べやすいし、ポップコーンのように軽薄でもない。しかも歯ごたえがあって、噛めば噛むほど集中力が上がる。咀嚼筋の刺激が脳を活性化し、唾液の分泌をうながして免疫力を高める効果もあるそうだ。

だけど、ついつい後をひく。読書に熱中すればするほど無意識のうちに手が伸びている。やはり食べ過ぎには気をつけましょう。カロリーも高いことだし。「肥ゆる秋」ではメタボが心配。

季語

らっかせい  
落花生

2

JET SCOPE

3

## 「電磁界情報センター」の設立・発足について

Conference Report

6

## 第11回 I E C E E C M C 国際会議報告

JET INFORMATION

7

## 「指定管理医療機器認証」の 認証手数料を引き下げました

お客様発信コーナー

8

## 安全安心を提供する電気工事業界

寄稿：全日本電気工事業工業組合連合会

JET INFORMATION

10

## ～JNLA制度に基づく登録試験事業者(太陽電池分野の登録拡大)～ 太陽電池分野の試験成績書がさらに国際的に！

海外滞在エッセイ

11

## バンコクピリ辛日記 (3)

JETの試験設備 (32)

12

## 「リチウムイオン蓄電池」試験設備 (関西事業所 国際業務担当グループ)

JET INFORMATION

13

## J I S 認証の認証範囲を拡大しました！

相談事例集

14

## 皆様のご相談にお答えします 各種コントローラーの対象・非対象について

試験現場NOW (32)

15

## 関西事業所 国際業務担当グループ

JET INFORMATION

15

## JET「EMC試験センター」の “休日・夜間利用”のご案内



# 「電磁界情報センター」の 設立・発足について

JET Report vol.38(2008.Spring)において、『電力設備電磁界対策ワーキンググループ』報告書案の取りまとめについてご紹介しましたが、その中での提言の一つである「リスクコミュニケーション活動の充実」のための「中立的な常設の電磁界情報センター機能の構築」のため、関係者（行政側、事業者側、学識経験者等）間において協議が行われました。その結果、「基本的にはできるだけ早い時期に電磁界情報センターを立ち上げるべき」と認識され、「電磁界情報センター」にかかわる事業を行う組織として、（財）電気安全環境研究所（JET）が相応しいと判断されました。

JETもこのような判断を受け入れて、「電磁界情報センター」の設立・発足に向けて積極的に協力することとし、平成20年（2008）7月1日、JET内組織として「電磁界情報センター」が発足する運びとなりました。以下に、「電磁界情報センター」の設立・発足の具体的経緯、組織及び業務の概要、今後の計画等について紹介させていただきます。

## 1. 発足までの経緯

1) 電気は、技術の進歩に伴い多方面に利用されるようになり、産業の発展、生活の向上などに大きな役割を果たし、日常生活では欠かせないエネルギーとなっています。一方、電力供給システム、情報通信システム、各種の製品・装置から発生する「電磁界（電磁波）」が「人の健康に何らかの影響を与えるのではないか」との懸念が生じ、「世界保健機関（WHO）」を中心に世界各国で多くの調査研究が行われてきました。このような背景の下、平成19年（2007）6月に「世界保健機関（WHO）」から専門家の知見に基づき、「超低周波の電界及び磁界による健康への影響」に関するクライテリア及びガイダンスとしての「ファクトシート」（見解書）が示されました。

2) また、経済産業省では、同年4月に総合資源エネルギー調査会原子力・保安部会電力安全小委員会の下に「電力設備電磁界対策ワーキンググループ」WGが発足し、電気事業法に基づく規制の在り方や講ずるべき対策等の検討・審議が行われました。平成20年（2008）6月には報告書が取纏められ、その中で「リスクコミュニケーション活動の充実」を図るためには、「中立的な常設の電磁界情報センター機能の構築が必要である」との提言が示されました。（実際には、同WGは平成19年（2007）12月20日の第6回WGにおいて報告書の原案を審議・確定しましたが、以降、行政側においては報告書の原案を公表して広くパブリックコメントを求める手続きを踏むこ

とが求められましたので、最終報告書は平成20年（2008）6月となったものです。）

この提言を受けて、関係者（行政側、事業者側、学識経験者等）間において「電磁界情報センター」の具体化方策について協議が行われた結果、①情報センター機能は、組織のスリム化の見地から、公共性の高い既存の組織傘下に置くことが望ましいこと、②初期の活動拠点は首都圏に置くことが望ましいこと、③活動の中立性・透明性を確保するための仕組みが必要であること、④電磁界に関する情報調査と情報提供の2つの機能が基本機能として必要であること等の意見が示されましたが、基本的には「できるだけ早い時期に電磁界情報センターを立ち上げるべき」というのが関係者共通の認識でありました。このような認識の中から、「電磁界情報センター」に関する事業を行う組織として、（財）電気安全環境研究所（JET）が相応しいと判断されました。

この判断に際しましては、(i) JETは、昭和38年（1963）5月、国の試験業務を引継ぎ、「電気用品取締法」（現在の「電気用品安全法」）に基づく指定試験機関として設立され、以来、中立的な立場で電気製品等についての各種試験・検査・認証業務を実施していること、(ii) 電磁界の健康影響に関する情報の提供について、平成10年～19年度にわたり資源エネルギー庁（平成14年度からは、原子力安全・保安院）から「電磁界の健康影響に関する情報の提供に係る事業」（電力設備環境影響調査事業）を受託して実施していること等から、電磁界問題に関する豊富な経験を有しているとの事情が考慮されまし

た。JETもこのような判断を受け入れて、「電磁界情報センター」の設立・発足に向けて積極的に協力することとなりました。

## 2. JETにおける「電磁界情報センター」の設立と発足

1) JETでは、平成20年度事業計画書において『電磁界情報センター機能の構築』に係る検討への参画を掲げるとともに、平成20年（2008）6月2日開催の第181回理事会において「賛助会員に関する規程の制定について」議決を得て、「賛助会員規程」を制定（施行日：平成20年7月1日）しました。この措置により、寄付行為第34条（賛助会員）に基づき、賛助会員から賛助会費の納入を受けて電磁界情報センターの事業資金を手当てする体制を整備することができました。

2) 平成20年（2008）7月1日、JETは組織規程を改正して「電磁界情報センター」を設置し、ここに関係各方面からの事業に対する理解と協力・支援を受けて「電磁界情報センター」が発足することとなった次第です。



## 3. 組織体制

提言に盛り込まれている「電磁界情報センターの機能」を実現する組織としては、高い専門性が求められることから、JET「電磁界情報センター」の所長には、上記の「電力設備電磁界対策ワーキンググループ」の委員であった明治薬科大学大学院環境生態学教授大久保千代次先生に就任して頂くことになりました。大久保先生は、①昨年（2007）3月まで「世界保健機関（WHO）」の「国際電磁界プロジェクト」事務局に「放射線・環境衛生ユニット・サイエンティスト」として勤務されていた世界的権威であり、②国からの受託事業「電磁界情報提供事業」の「電磁界情報提供委員会委員長」をお願いし、格別の指導を頂いて来ている方です。

また、「電磁界情報センター」のスタッフとしては、電磁界に対する知見を有するJET外部の人材、上記「電力設備環境影響調査事業」に従事して経験の深いJET内部の人材を配置しています。

現在のセンターは次の3グループから構成されます。

### （1）管理グループ

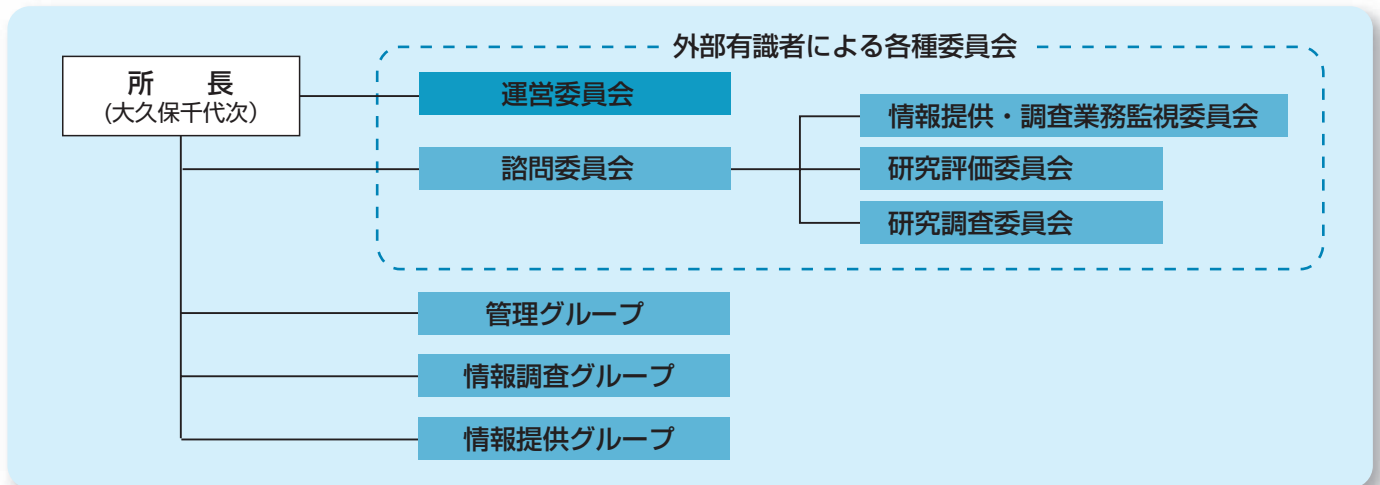
センター業務が円滑に推進するように会計処理・勤務管理などの庶務一般から、契約などの諸手続と管理を行います。

### （2）情報調査グループ

電磁界情報の収集、整理・分析を行うとともに、電磁界情報のデータベースの構築・維持を行います。

### （3）情報提供グループ

電磁界情報の提供を行うとともに、電磁界情報を基にした教育、Q&Aなどの相談業務を行います。



電磁界情報センターの組織と各種委員会

## 4. 組織の中立性・透明性

センターの中立性・透明性を広く理解して頂くため、経理の面からは「電磁界情報センター」の運営資金はJ E T 本体から切り離した独立会計とし、賛助会員の皆様からの浄財（賛助会費）によることとなりました。

また、理事長の諮問に応じてセンターの運営に関する重要事項を審議するとともに、必要に応じて高く広い見地から、J E T の理事長に対して意見具申を行うことのできる諮問委員会として「電磁界情報センター運営委員会」を設けました。

## 5. 業務の内容

平成20年度から22年度までの3カ年は、「センター業務に必要な基盤整備」と「センターの基本的機能（情報調査・情報提供機能）の実施」に重点的に取り組み、国内はもとより国際的にもトップレベルの「電磁界情報バンク機能」を持つ組織としての地位の確立を図ることとします。

これと平行して、平成21年度からは、「電磁界リスクコミュニケーション業務」を開始し、様々な利害関係者間の電磁界リスク認知のギャップを埋めるための仲介役を果たして、中立的機関としての社会的信頼の獲得を目指します。

業務の詳細については、次のとおりです。

### (1) 情報調査業務

国内外にある電磁界情報について、協力関係を構築できた組織と連携のもとに最新の情報を速やかに収集し、分類・整理、又、必要に応じて翻訳等を行い、電磁界情報のデータベースを構築します。

さらに、保有するデータについては、専門家による情報分析や情報評価を行い、常に有効なものであることの確認をし、信頼性の確保に努めます。

### (2) 情報提供事業

情報の受け手のニーズに合わせた柔軟で機動的な情報発信をします。

このためには、講演会・シンポジウムは勿論のこと、電子情報システムを駆使したHPの作成・維持改訂、メールマガジンの配信やパンフレットの作成配布、情報誌の発刊などを推進します。

さらにE-mail、電話又はFAXによるお問い合わせに対する情報発信のために、電磁界情報のQ & Aを充実し

て、速やかに回答ができるようなシステムの構築を進めます。

また、電磁界問題に関する利害関係者間の意思疎通や信頼関係の構築のほか、最新の知見の共有化を図るための情報提供を行うなどの、リスクコミュニケーション業務を行います。

## 6. 将来に向かって

現在センターでは、電力設備から発生する50-60Hzの超低周波磁界に対する情報発信基地としての体制を整備し、運用していく段階です。

しかし、世の中で電気が使われ出してから1世紀以上の時間が経過し、その間、電気を使用する機器の増大、又、使われる電気の量の増え方は級数的な増加となり、更に近年は、携帯電話や電子レンジ、テレビに代表される高周波の情報通信機器や中間周波を利用するIHクッキングヒーター等が身近で使用されています。

その結果、私どもにも、このような機器から発生する「磁界」に対する問い合わせや相談、質問が増えています。

質問されるお客様にとりましては、超低周波、中間周波、高周波の区別はつかないのが現実ですので、さまざまな周波数についても対応することが大切と考えます。近い将来、関係者のご理解、ご協力を得ながら、各種電磁界に関するあらゆる情報の発信基地として羽ばたいていきたいと考えています。



【お問い合わせ先】

電磁界情報センター 管理グループ  
〒105-0014 東京都港区芝2-9-11  
TEL 03-5444-2631 FAX 03-5444-2632



## 第11回 I E C E E C M C 国際会議報告

I E C E E（国際電気標準会議 電気機器適合性試験認証制度）の活動を行う C M C（認証管理委員会）会議が、平成20年（2008）6月11日・12日に韓国済州島で開催されました。この会議は、I E C E E・C B制度の運営上の諸問題を関係者が一堂に会して討議するために、各国 I E C E Eメンバーボディ（加盟機関）の招待によって毎年開催されており、今年は11回目で、出席者は40カ国余りから約100名でした。



開会前日（6月10日）、開催国及び近隣諸国の認証制度に関する「分科会」が開かれ、韓国・中国及び日本の制度がそれぞれ紹介された。日本からは、国内認証機関を代表して、JET白井参与が「日本の安全認証制度の最近の状況及び市場調査について」講演し、強制認証に基づく製品安全四法・第三者認証制度及びその手続き等に関して、最新情報を紹介しました。

「CMC会議」では、I E C E Eの上部機関である国際電気標準会議（IEC）のCAB（適合性評価評議会）における直近の議事進行状況（製品規格と適合性評価規格の役割分担等）が報告された後、「CB証明書の有効期限設定の厳格化」、「国際規格に対しての各国国内規格の国別差異の周知責任」、「国際規格更新時の、各国国内規格への更新内容反映の移行期間」、「製造業者試験所の位置付け」等について意見が交換されると共に、「従来の『電気製品の安全』の概念に

は収まらないが、社会全体の関心が顕著に高まってきている諸分野」（有害物質、電気製品制御ソフトウェア、エネルギー効率、医療機器の危険管理、電池の供給連鎖管理等）への対応について、参加各機関の問題意識の共有が図られ、それぞれの課題について、特別委員会の設置、又は研究会への付託等、今後の検討の進め方が合意されました。

また、I E C E Eへの加盟国（2008年6月現在：50カ国）が更に増加する見通しであることが、報告されました。（ガーナ、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、エジプト及びベトナムが加盟申請を予定しており、チリ及びペルーは加盟に関心を持ち、情報を収集しているとのこと）次回は、来年2009年6月24・25日に、ストックホルムにて開催される予定です。

（国際事業部）

## 「指定管理医療機器認証」の 認証手数料を引き下げました

このほど（財）電気安全環境研究所（JET）では、薬事法に基づく「指定管理医療機器」に係る認証手数料を見直し、手数料単価を引き下げました。

### 1. 認証手数料を見直した背景

JETでは、薬事法に基づく「登録認証機関」として「指定管理医療機器」に係る認証業務を、厚生労働省へ届出た「認証手数料」により平成17年4月1日から行っておりますが、認証業務の開始以来3年が経過し、数百品目を超える認証実績の経験から業務の合理化、効率化を図って参りました。その結果、認証審査に要する時間の短縮や、認証書発行、維持・管理等に係る合理化効果が認められましたので、平成20年（2008）9月16日付で「認証手数料」の単価を引き下げ、お客様への負担の軽減を図ることとしました。

### 2. 認証手数料の主な改正点

- ①基準適合性評価に係る審査料金の減額
- ②製造所のQMS（品質管理監督システム）調査<sup>注1)</sup>に係る審査料金の減額
- ③複数品目を同時に申請する場合に適用する割引条件の見直しによる減額

また、当所では、申請品目ごとの「認証基本料」については、初回の認証申請時及び製造所に対する「5年ごとのQMS調査」の申請時に請求させていただいており、毎年、維持・管理費等を請求することはありません。この点におきましても、お客様への負担が少ない料金体系となっています。

（平成20年9月16日改正）

	旧手数料(単価)	新手数料(単価)	備考
①認証基本料	60,000円/品目	60,000円/品目	変更なし
②基準適合性評価 <sup>注2)</sup> 基本料金	200,000円/件	160,000円/件	減額
③工場審査(QMS調査) ・文書審査 ・実地審査	180,000円/人日 200,000円/人日	160,000円/人日 160,000円/人日	減額
④複数品目同時申請	申請する品目数等による割引		条件見直し

注1)QMS調査とは、QMS省令（平成16年厚生労働省令第169号）への適合性調査をいいます。

注2)基準適合性評価は、基本料金と個別料金（審査時間）との合計になります。

#### ●●● 移行認証のご案内 ●●●

旧薬事法下で製造販売されていた医療機器を、引き続き改正薬事法下で製造販売するために設けられた「経過措置期間」（旧薬事法に基づく製造業許可又は輸入販売業許可の有効期間（最長5年間））は、残すところ2年を切りました。旧薬事法下での医療機器を継続して製造販売するには、審査基準に適合させるとともに、製造所のQMSも確立し、改正薬事法に基づく「製造販売認証」（「移行認証」といいます。）を取得する必要があります。当所では移行認証に係る認証手数料を更に考慮させていただいております。是非ご相談下さい。

#### ●●● 技術セミナーのご案内 ●●●

当所では、お客様に対するサービスの一環として、医療機器に係る薬事法の仕組み、厚生労働省通知に基づく申請書作成における留意点などを解説する個別の「技術セミナー」を、お客様のご要望に応じた形態（場所、日時など）により適宜開催させていただいております。ぜひご利用下さい。

お問い合わせ、及び申請書受付先  
「JET医療機器認証センター」

TEL：03-3466-6660 又は E-mail：mdc@jet.or.jp



# お客さま発信コーナー

JET Reportは、各種業界団体、事業者等（製造、輸入、流通、行政等）の皆様幅広く配布させて頂いております。このネットワークを業界の皆様のコミュニケーションツールとして利用頂き、安全確保に役立てて頂ければ幸いです。

今回の原稿は、全日本電気工事業工業組合連合会 技術経営委員 大門孝様より寄稿頂きましたので、ご紹介いたします。

## 安全安心を提供する電気工事業界

寄稿：全日本電気工事業工業組合連合会  
技術経営委員 大門 孝

昨年は食品偽装に明け暮れた日本列島ですが、今年になってからもウナギの産地偽装や農薬に汚染された非食用米の不正規流通など「食の安全安心」を脅かす事件が後をたちません。

消費者はメーカーや流通業者がつけた表示を100%信用して購入するしか手立てがないために産地偽装などは想像さえしなかったわけですが、いまや食品業界では偽装が蔓延っているのではないかとさえ思えます。

私ども全日本電気工事業工業組合連合会（以下、全日電工連）は全国47都道府県の電気工事業組合を傘下組織とする団体で、42,000余りの電気工事業者で構成されています。国民生活の安全安心といえ、我々の全日電工連も無縁ではありません。



電気使用安全月間運動

### 電気工事業界の原点は電気保安の確保

全日電工連は本年創立50周年を迎えました。

電気工事業は1945年以降の戦後復興と共に発展してきた業界で、当初はこの電気工事業を直接保護したり規制する法律がなく、電気工事の品質確保や業界規制の面では大変な混乱期であったそうです。

全日電工連はこうした現状を打破するために『電気工

事人免許制度』および『電気工事業者登録制度』の制定を国に対して粘り強く働きかけて、1960年には「電気工事士法」、1970年には「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（通称：電気工事業法）が制定されました。

さらに1973年からは家庭用電気設備の安全な使用を普及する目的で「家庭用電気設備安全運動月間」運動を展開し、1981年以降は旧通商産業省の主唱の元に『電気使



用安全月間運動』に統一してこの運動を引き継いで現在に至っています。

1987年には電気工事士法と電気工事業法の一部が改正となり、500キロワット未満の自家用電気工作物の電気工事を施工する資格として第一種電気工事士制度が導入されました。この第一種電気工事士制度で特筆すべきことは、技術の進歩と時代のニーズを反映して安全に電気工事を施工するために免許取得後5年以内に定期講習を受講することが義務付けられました。

全日電工連では自らが制定に向けて努力した電気工事士法の更なる発展と、安全で品質の高い電気工事をを行う電気工事士の養成に寄与するために、この定期講習への参加を積極的に支援してきた経緯があります。



第一種電気工事士定期講習

## 電気工事業界に提案型技術営業を啓蒙！


全日電工連では1999年から3年にわたって厚生労働省からの委託事業として「産業雇用高度化推進事業」を行いました。当時行われた全日電工連傘下の組合員への実態調査によれば、大半の組合員が建設会社の下請けとして事業を営む一方、従業員数10人未満の中小零細業者の集まりであることが分かりました。

発注者である官公庁や元請業者、消費者、当事者である組合員へのヒアリングを行った結果、産業構造を変えて雇用を安定化するための課題が明確になりました。そのひとつが「提案型技術営業への取り組み」でした。提案型技術営業の取組むための5つのキーワードは次のとおりです。

1. 「待ちの姿勢」から「攻めの行動」へ
2. 「下請け」から「元請け」へ

3. 「やりっ放し」から「生涯顧客化」へ
4. 「建設工事業」から「電気のプロフェッショナル+サービス業」へ
5. 「単能工」から「多能工」へ

建設業界は垂直的な受注構造にありますが、今日のような構造不況が長引くと、下請けだけで事業を維持することは出来ません。したがってお客さまのニーズを把握して、お客様に合った最適なソリューションを提案していくわけですが、工事が完了したら終わりではなく、メンテナンスやコンサルテーションを通じて生涯にわたるお付き合いをしていこうというのが「提案型技術営業」という考えです。

電気工事には電気設備基準や内線規程といった施工に関わる細かい決まりごとがあり、電気工事に使用する材料には電気用品安全法に基づく表示（ JET等）の付いた材料を使用することは最低基準となっており、確実な施工技術に加えてお客さまの立場に立った技術提案を行うというものでした。

全日電工連では全国の組合員に向けてこうした考え方の普及に努め、今までに述べ4万人の組合員及び従業員への啓蒙に努めてきました。



提案型技術営業研修会

## 電気工事の品質確保こそが使命

近年はガス湯沸かし器や石油温風暖房機の不具合から死傷者が出てメーカーの責任が厳しく問われたり、浴室暖房換気乾燥機の焼損事故が多発して施工業者の責任も問われています。

全日電工連ではこうした時代の要請を真摯に受け止めて、お客様の生命と財産を守るために電気工事の品質向上に向けて業界を挙げて努力していく所存です。

JNLA制度に基づく登録試験事業者（太陽電池分野の登録拡大）

## 太陽電池分野の試験成績書が さらに国際的に！

工業標準化法に基づく「JNLA制度<sup>注1)</sup>」において、JETの東京事業所は、電気分野の絶縁試験、電気・電子難燃性等試験及び配線機器電気的特性試験等11試験区分の登録試験事業者として認定されておりますが、この度平成20年5月に認定機関である(独)製品評価技術基盤機構に対して、「太陽電池特性試験」の追加申請を行い、審査の結果、平成20年9月に追加が認められました。これは、ISO/IEC17025に基づき、JETの品質システム、試験装置及び試験設備が適切に維持・管理され、かつ、太陽電池特性試験の実施能力が備わっていることを第三者から評価されたことを意味しています。

また、「JNLA制度」は国際試験所認定協力機構

(ILAC)の相互承認取決(MRA)を締結しているため、ILACに加盟している47カ国・地域、57認定機関(平成20年6月現在)でJETの試験成績書は活用でき、例えば、米国カリフォルニア州の補助金申請の技術資料等で利用できるようになります。

今回の「JNLA制度」に基づく「太陽電池特性試験」の追加認定により、JETの太陽電池分野の試験成績書は、既にCB制度<sup>注2)</sup>に基づく認定を受けている「IECEE<sup>注3)</sup>のCB証明書付き試験成績書」と併せて、更に国際的に通用するようになりました。なお、JETがJNLA制度に基づきJISの太陽電池試験をお受けできる「試験方法の区分」及び「適用規格」は下表のとおりです。

●認定された範囲

試験方法の区分：太陽電池特性試験

試験方法の区分の名称	製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号
基準状態(STC)における性能)	JIS C 8990 10.2 JIS C 8991 10.2
温度係数の測定	JIS C 8990 10.4 JIS C 8991 10.4
公称動作セル温度(NOCT)の測定 (ただし、一次法に限る)	JIS C 8990 10.5 JIS C 8991 10.5
NOCTにおける特性	JIS C 8990 10.6 JIS C 8991 10.6
低放射照度における特性	JIS C 8990 10.7 JIS C 8991 10.7

- ・ JIS C 8990：地上設置の結晶シリコン太陽電池(PV)モジュール  
 - 設計適格性確認及び形式認証のための要求事項
- ・ JIS C 8991：地上設置の薄膜太陽電池(PV)モジュール  
 - 設計適格性確認及び形式認証のための要求事項

注1) JNLA制度：Japan National Laboratory Accreditation system

注2) IECEE：IEC Systems for Conformity Testing to Standards for Safety of Electrical Equipment

注3) CB制度：Scheme of The IECEE for Mutual Recognition of Test certificate for Electrical Equipment



(東京事業所)



# バンコクピリ辛日記 (3)

前回 (JET Report vol.39) に引き続き、タイのバンコクに赴任中のJET国際事業部・松木 (課長職) が、現地の話題をお伝えします。

当地バンコクに着任以来、EEI (タイの政府関係機関: 電気・電子インスティテュート) のスタッフと共に、ISO/IECガイド65に基づく「タイの認証業務能力向上プロジェクト」をやり甲斐をもって進めています。現地スタッフの方々も熱心に取り組んでいることから、プロジェクトも順調に進んでいます。

## タイ国の電気製品安全マーク

日本において電気製品には、電気用品安全法に基づくPSEマーク (特定及び特定以外の電気用品) や第三者認証マークであるSマークがあることを皆さんご存知のことかと思いますが、タイにおいては、日本のPSEマークと同様に、タイ国政府が法律で規定しているものとして「強制認証のマーク」 (基本的に赤) と「任意認証のマーク」 (基本的に青) が代表的なものとして挙げられます。私自身、バンコクの電器店で現物を実際に確認してみたところ、「強制認証マーク」の入った製品を数多く確認することができましたが、「任意認証マーク」の入った製品については、探しても見つけることができませんでした。これは、任意認証マークを製品に付けることが義務化されていないことや、輸入製品が任意認証マークの対象になっていないことなどによるものと考えられます。(因みに強制認証マークはタイ国産のものに対しては輸入製品に対して必要になっています)。また、欧米や日本で普及しているSマークのような電気製品の第三者認証については、タイではまだ普及していないようです。

電器店で特に目を引いたのは、銘板等の表示に加え、電気製品の前面に数センチ程の大きなマークを印刷した紙を貼り付けて販売しているものがあったことです。日本と同様、タイにおいても認証マークに対する関心は高いようで、電器店内で何人かのお客さんに声を掛けて聞いてみたところ、マークを知っている人が結構いました。来タイの際には電気製品に付いている認証マークを確認されるのも面白いかも知れないですね。



国際事業部  
松木 洋 (課長職)

【強制認証マークの主な対象品目】  
(電気・電子機器分野)



扇風機、洗濯機、アイロン、炊飯器、電子レンジなど

【任意認証マークの主な対象品目】 (電気・電子機器分野)



掃除機、食器洗い機、ミシン、殺虫器、充電器、マッサージ機など

任意認証のマーク

## バンコクの名所案内【スネークファーム】

タイの東大と呼ばれるチュラロンコン大学のそばに一風変わった名所があります。その名前は「スネークファーム」と言い、毒蛇に対しての血清や解毒剤を開発するところで、タイ赤十字協会の毒蛇研究所です。前身のパスツール研究所は、ラーマ5世の兄弟であったダムロン親王の娘が狂犬病で亡くなったことがきっかけで、1923年に創立されています。

ここには研究用として様々な蛇が飼育されていますが、このスタッフがこれらの蛇を扱い、訪れた人たちにスネークショーを見せてくれます。写真にもあるように我々の目の前に蛇を持ってきて間近でその生態を見せてくれるとともに、希望者には蛇を首に巻かせてくれます。本当は私はやりたくはなかったのですが、原稿に少しでもアクセントを付けるためにと思い、敢えて挑戦してみました (写真参照)。

蛇というとは何か湿っぽいイメージがありますが、実際は滑らかでツルツルした感触があり、思っていたような不快感はありませんでした。決して気持ちのいいものとは言えませんが、バンコクにお越しの際は思い出作りに是非体験されてはいかがでしょうか。



「スネークファームのサインボード」



「皆さん よーく見て下さい」



「私も顔を強張らせながら蛇に挑戦」

## JETの試験設備 <32>

# 「リチウムイオン蓄電池」試験設備

「リチウムイオン蓄電池」が平成20年（2008）11月20日から電気用品安全法の規制対象となることから、JET関西事業所では、リチウムイオン蓄電池の試験・認証サービスを行うための各種試験設備の拡充を行いました。

新たに導入した試験設備は次のとおりです。

【充放電試験設備】、【ヒートサイクル試験設備】、【異常高温試験設備】、【強制内部短絡試験設備】、【圧壊試験設備】、【過充電の保護機能試験設備】、【ドライチャンバー試験設備】、【低圧試験設備】

これらの試験設備は、リチウムイオン蓄電池に求められている「技術基準への適合性」を確認するためのもので、試験中にサンプルの発火や破裂が生じた場合でも安全に試験が実施できるように設計されています。

JETでは、電気用品安全法の対象となる「組電池（パック）」について、技術基準 別表第九のすべての試験を実施する「S-JET認証」、及びパックに内蔵される「単電池（セル）」について、別表第九の「1. 基本設計」の一部と附表第一の「単電池」に関するすべての試験を実施する「JET部品認証」の試験・認証サービスを受け付けております。

また、電気用品安全法への適合性について、技術基準の全部又は一部項目について、試験の受託（依頼試験）についても受け付けております。是非ご利用ください。

今回は、当該試験設備の一部として、【充放電評価試験設備】、【強制内部短絡試験設備】、【低圧試験設備】、【ヒートサイクル試験設備】を紹介いたします。

### ●充放電評価試験設備

設計上の定電圧充電条件で、規定された温度条件(45℃)で28日間の充電を行い、発火、破裂及び漏液のないことを確認する設備です。



充放電評価試験設備

### ●強制内部短絡試験設備

蓄電池内部に導電性の異物が混入して蓄電池内部が短絡した場合を想定した試験を行い蓄電池の発火、破裂がないことを確認する設備です。



強制内部短絡試験設備



試験設備が  
ますます充実  
しました。



●低圧試験設備（真空オープンチャンバー）

蓄電池又は蓄電池を装着した機器が空調設備のない航空機に搭載され、高度15,240mの低圧環境下に置かれた状況（チャンバー内部圧力を11.6 kPa 以下で6時間放置）を想定した試験を行い、発火、破裂及び漏液のないことを確認する設備です。



低圧試験設備

●ヒートサイクル試験設備

蓄電池を温度条件を変化させて一定時間放電させる動作を繰り返し行い、発火、破裂及び漏液のないことを確認する設備です。[75℃ 4時間→20℃ 2時間→-20℃ 4時間→20℃ 2時間を5サイクル実施]



ヒートサイクル試験設備

お問い合わせ先：

J E T 関西事業所 国際業務担当グループ

T E L 06-6491-0252 F A X 06-6498-5562

E-mail kansai@jet.or.jp

## J I S 認証の認証範囲を 拡大しました！

J E T では、福祉用具等、右表の J I S を認証範囲に加えるべく、経済産業省への拡大申請を行っていましたが、平成20年10月3日付けで登録されましたので、J E T の J I S 認証サービスの範囲をさらに拡大してご提供することができるようになりました。認証取得をご検討の際は是非ご利用ください。

なお、福祉用具（手動車いす、電動車いす、在宅用電動介護用ベッド）については、J I S マークの他に、福祉用具である旨のマークが付加されます。



拡大JIS番号	規格名称
C 3315	口出用ゴム絶縁電線
C 3323	600Vけい素ゴム絶縁電線
C 3327	600Vゴムキャブタイヤケーブル
C 3404	溶接用ケーブル
C 3408	エレベータ用ケーブル
C 3621	600V EPゴム絶縁ケーブル
K 9797	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管
K 9798	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管
T 9201	手動車いす
T 9203	電動車いす
T 9254	在宅用電動介護用ベッド

(製品認証部)

# 皆様のご相談にお答えします

## 各種コントローラーの対象・非対象について

### 事例

電気製品の部品を構成し、又は単独で他の部分を制御するような機能を有しているいわゆる「コントローラー」と呼ばれるものについて、電気用品安全法では、どのように扱われていますか？

### JETの判断

一般に、一般電路（屋内配線）を開閉する機構を有する場合は、定格電圧が100V以上300V以下で、定格電流が30A以下のものに限り、「機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの」を除いて、特定電気用品中、配線器具の「その他の点滅器」で対象として扱われます。

ここで、基本的な考え方は、次のようになります。

- ・一般電路を開閉する機構には、トライアックなどのように機械的開閉機構（接点）のないものを含まず。
- ・定格電圧及び定格電流は開閉機構の部分の定格を指します。
- ・「機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの」の解釈は、「電気用品の範囲等の解釈について<sup>注1)</sup>」I 二.特定電気用品 3.1点滅器関係 (1) に示されています。

注1)「電気用品の範囲等の解釈について」は、経済産業省のホームページをご覧ください。

しかしながら、その構造によっては、必ずしも電気用品の対象とならないものもあります。

例えば、次のような事例があります。

- ・開閉機構部分が速度調整機能等を兼ねるもの（開閉機構部分と速度調整用のインピーダンスが直列に接続さ

れているもの等<sup>注2)</sup>）

注2) ペンダント式の場合、「調光器」として対象となる場合があります。（「電気用品の範囲等の解釈について」I 三 10. (4) 参照）

- ・位相制御等により出力を調整するもの、又は波形デューティ制御等で電源供給を断続通電するもの<sup>注3)</sup>

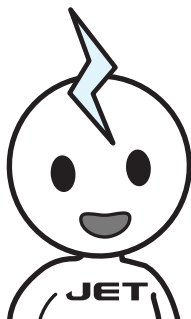
注3) 調光目的で使用される場合は「調光器」で対象となる場合があります。

- ・出力制御のために負荷となる機器と信号線で接続され、当該機器と一体不可分の関係で使用されるもの

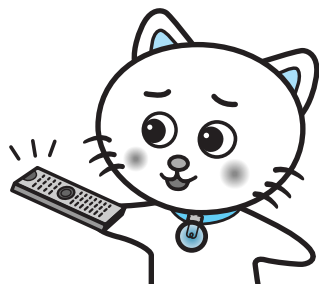
なお、これらの解釈については経済産業省のホームページの「電気用品安全法に関する解釈」で紹介されていますが、ご不明な点については、JET総合支援サービス（技術相談）をご利用下さい。

(技術規格部)

それは  
リモコン  
でしょ～



ピッカリちゃん  
これって  
コントローラー？

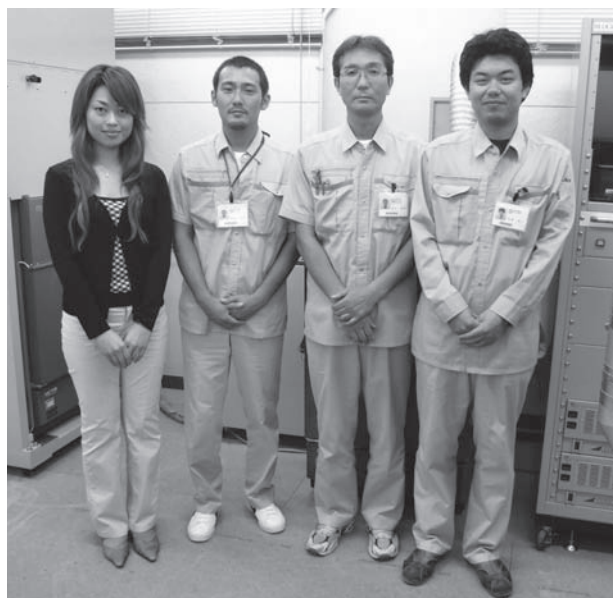




## 関西事業所 国際業務担当グループ

私たち国際業務担当グループは、関西事業所において海外からの電気用品安全法の適合性検査、第三者認証試験及び依頼試験の申込みに英語で対応出来るよう平成18年10月に設置されました。私たちのグループでは、海外からお申込み頂いた試験・検査について納期厳守、成績書のスピーディな発行等を目標として、顧客サービスの向上に努めています。

また、今年（平成20年）の8月からは、平成20年11月20日から電気用品安全法の対象となる「リチウムイオン蓄電池」の評価試験の準備作業を担当することとなり、「リチウムイオン蓄電池」に関する評価試験の技量のレベルアップに努め、関西事業所として信頼できる試験・認証のサービスが提供できるよう準備を進めています。



お問い合わせ先：関西事業所 国際業務担当グループ

TEL:06-6491-0252

FAX:06-6498-5562

E-mail:kansai@jet.or.jp

## JET INFORMATION

### JET「EMC試験センター」の“休日・夜間利用”のご案内

JET「EMC試験センター」（横浜市鶴見区のJET横浜事業所内）は、ISO/IEC17025に対応した第三者試験機関で、アクセスのよい立地条件を活かし、これまで幅広い分野のお客様ニーズにお応えして参りました。

JETでは、お客様の製品開発に係るEMC対応等のニーズにお応えすべく、かねてより要望のありました「休日・夜間におけるEMC試験サービス」を平成20年（2008）7月より行っていますので、是非ご利用下さい。

以下に、EMC試験センターの特徴を案内いたします。

#### ◆EMC試験センターの業務

- ・ I E C E E - C B スキームの C B T L（試験所）として C B 証明書付き試験成績書の発行
- ・ 韓国 e K マーク取得のための成績書発行
- ・ 家電機器、情報機器、医療機器、計測機器等の各国・地域の規制に対応した EMC 試験
- ・ 電気安全性試験（家電製品等）と EMC 試験のワンストップ・テスト
- ・ 水利用機器、内燃機関等の特殊機器への対応
- ・ 最近注目の家電製品などからの電磁波（低周波磁界／EN50366等）の測定



電波暗室

EMCサイト利用のお問い合わせは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先：JET横浜事業所 EMC試験センター

TEL:045-582-2504

FAX:045-582-2270

E-mail: jet-emc@jet.or.jp

# <お問い合わせの際はこちらまで>

## 【本 部】 TEL FAX

- 東京事業所 03-3466-5234 03-3466-9219  
tokyo@jet.or.jp
- 事業推進部 03-3466-5160 03-3466-5297  
bdp@jet.or.jp
- 製品認証部 03-3466-5183 03-3466-5250  
pcd@jet.or.jp
- 工場調査部 03-3466-5186 03-3466-9817  
jet-fid@jet.or.jp
- 研究部 03-3466-5126 03-3466-5204  
info@jet.or.jp
- 国際事業部 03-3466-9818 03-3466-5297  
kokusai@jet.or.jp
- 企画広報部 03-3466-5162 03-3466-9204  
center@jet.or.jp
- 電気製品安全センター 03-3466-9203 03-3466-9204  
center@jet.or.jp
- 業務管理部 03-3466-5171 03-3466-5297  
info@jet.or.jp
- 総務部 03-3466-5307 03-3466-5106  
info@jet.or.jp

## 【ISO登録センター】 TEL FAX

- 管理部 03-3466-9690 03-3466-9820  
isorc@jet.or.jp
- 品質認証部 03-3466-9741 03-3466-8388  
jetqm@jet.or.jp
- 環境認証部 03-3466-9242 03-3466-9820  
jetec@jet.or.jp
- 医療機器認証センター 03-3466-6660 03-3466-6622  
mdc@jet.or.jp

## 【横浜事業所】 TEL FAX

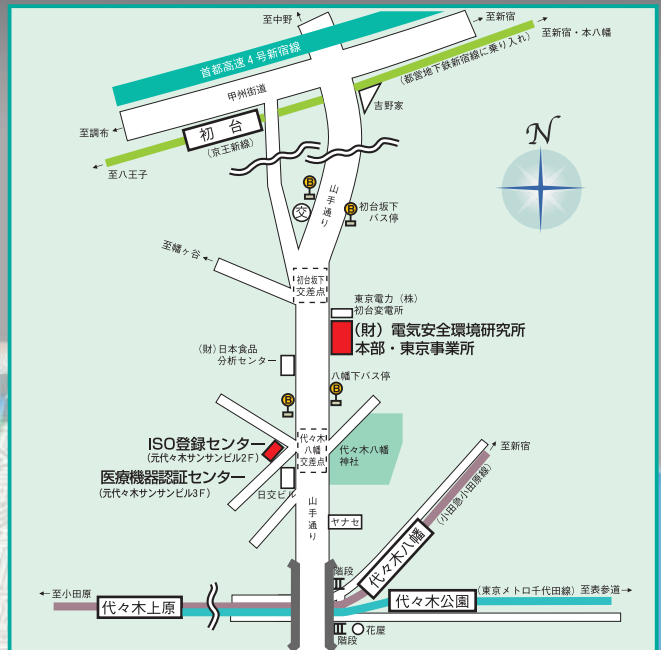
- 横浜事業所(代表) 045-582-2151 045-582-2671  
yokohama@jet.or.jp
- 技術規格部 045-582-2356 045-582-2384  
info@jet.or.jp

## 【関西事業所】 TEL FAX

- 関西事業所(代表) 06-6491-0251 06-6498-5562  
kansai@jet.or.jp

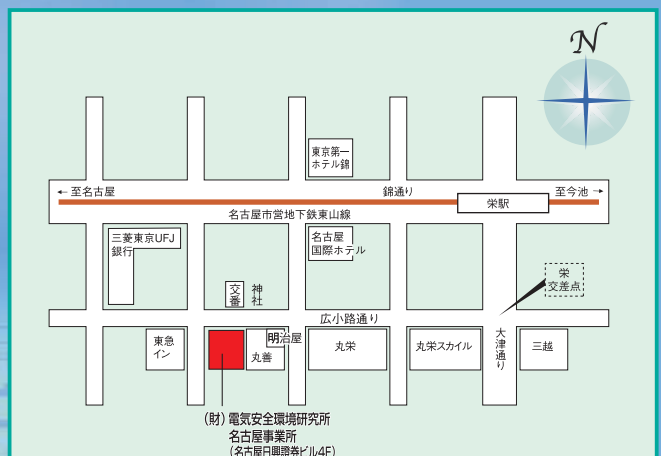
## 【名古屋事業所】 TEL FAX

- 名古屋事業所(代表) 052-269-8140 052-269-8498  
nagoya@jet.or.jp



■本 部  
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12

■ISO登録センター  
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8  
(元代々木サンサンビル)



■名古屋事業所  
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3  
(名古屋日興證券ビル4階)



■横浜事業所  
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30



■関西事業所  
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1